

業務・システム刷新プロジェクト フェーズ2に係るプロジェクト憲章

令和5年11月

厚生労働省年金局・日本年金機構

I 本憲章の趣旨

フェーズ2の意義・目的、主要事項・開発の基本的な進め方、実施体制等を整理し、関係者において認識の共有を図るものである。

II フェーズ2の意義・目的

刷新プロジェクトの対象となる現行の記録管理システム、基礎年金番号管理システムにおいては、現在、以下のような問題が生じている。

- ① 年金記録が制度別・事務所別での管理となり複雑化している
- ② 厚生労働省・日本年金機構による発注者主導が十分発揮されておらず、特定の事業者への過度な依存状態が続いてきた中で、システムの中核部分の著作権が事業者に帰属するとともに、事業者の独自性が強いコンピュータ（メインフレーム※）が導入されているなど、システム開発に他の事業者の参入が困難な状況（ベンダロックイン）が生じている

※ メインフレームについては、国内の複数社より事業からの撤退が発表され、供給できる事業者が限られてきている

これらの問題点について、フェーズ2において、以下のような取組を講じる。

- ①について、記録管理の適正化・一層の正確性の確保を行うため、データベース構造の見直しを行い、個人別の年金記録管理とする
- ②について、発注者によるITガバナンスを確立するため、公平性（参入機会）を確保した仕組みを整備し、広く事業者が対応可能なオープンな製品（サーバ）や開発言語を利用したシステムとするほか、発注者によって設計・開発の標準的な方法を示すとともに、設計書やプログラムの著作権を国に帰属させる

III 主要事項・フェーズ2開発の基本的な進め方等

- システムの土台となるデータベース構築とオープンなシステムへの転換を優先して開発を進める
- 新たなプログラムの開発により生じ得るリスクを低減させるため、現行システム資産も活用（既存プログラムロジックを変更せず、プログラム言語の置換えによる

開発)しながら開発を進める

- 標準的に開発に必要な期間を考慮し、稼働時期については、令和 11 年 1 月を目指すこととするが、何よりも国民の年金記録を安全かつ確実に移行させることを最優先として対応する。このため、開発の進捗や品質等を適切に管理し、仮に開発が順調に進まなかった場合に備え、稼働時期や開発方法の見直しも含めた安全・確実なシステム稼働を図るための見直し方策を重層的に用意しながら進める
- 今後、本憲章及びプロジェクト計画に従って開発の進捗や品質等を確認し、工程ごとに完了を判定しながら進めるなど適切に管理するとともに、他の大規模開発の事例も参考にしつつ、開発に関わらない外部有識者の視点からの助言をいただきながら進める
- また、以下の事項に留意しながら開発を進める
 - ・ 最新の政府機関の情報セキュリティ対策に準拠して開発を行うなど、情報セキュリティの確保に取り組む
 - ・ フェーズ 2 開発においてはデータベースの再構築が最も重要なポイントであり、現行システムが保有する複雑かつ膨大なデータを、確実に新しいデータベースへ移行すること
 - ・ 避けがたい理由により開発の着手後に要件を追加することとなる場合もあることから、その場合に備えた対処(追加規模等の見積りや要件調整等)を実施すること

IV 実施体制

開発は発注者及び事業者で一体的な対応が取れるよう、担当を明確化するとともに、経営層を含め重要事項の調整・変更対応に迅速に対応できるよう、以下のように体制を整備して進めることとする。

- ・ 発注者及び事業者の経営層が重要事項の調整・変更対応に迅速に対応できる体制を整備する
- ・ 機構に統合調整体制を設け、全体の工程管理のほか、重要な課題の伝達・共有及び調整を行う。作業の円滑な履行に協力しながら進める
- ・ 実際のシステム開発と運用、業務刷新の企画立案その他一連の実務体制として、各開発に担当責任者、チームリーダーを配置し、各開発の工程管理のほか、重要な課題の伝達に係る事項や各種調整を行う
- ・ すべての事業者は、全体として有機的に連携し一体となった進捗管理や品質管理

等のプロジェクト管理を実施する

国（厚生労働省年金局）と、機構の役割関係、刷新プロジェクトの責任者、主要な実務責任者、管理体制等は、それぞれの組織法令等に基づくものとし、刷新プロジェクトでは、具体的には以下のとおりとする。

なお、刷新プロジェクトは、各責任者だけではなく、その下で業務に当たる全ての職員が、司々において、それぞれの職責を適切に果たすことによって成り立つものである。刷新プロジェクトに関わる全ての職員がそれを自覚し、それぞれの組織法令等に基づく自らの職責を全うすることが基本となる。

(1) 国と機構の役割分担

国と機構の役割分担については、以下のとおりとする。

- 国（厚生労働省年金局）は、刷新プロジェクトの管理・監督、政府内の調整・報告、仕様・調達その他システム保有者としての責任を負うとともに、管理運営責任を果たすため必要な業務を担う。併せて、刷新プロジェクトの実施に必要な予算の確保等に努める
- 機構は、実際のシステム開発と運用、その他一連の実務を担う。刷新プロジェクトについて、費用対効果に留意しつつ、国民・お客様の理解が得られるよう、業務・開発の合理化等に努める
- 刷新プロジェクトは、上記の基本的な役割分担を踏まえつつ、国と機構が、密接かつ一体的に連携し、相互に協力をしながら進めるものとする

(2) 刷新プロジェクトの実施体制

① プロジェクトの責任者・副責任者

- 刷新プロジェクトの責任者は、年金管理審議官（社会保険オンラインシステムの保有者等であることによる国における事務責任者）とする
- 刷新プロジェクトの副責任者は、機構理事長（社会保険オンラインシステムの開発や運用等についての一連の実務を担う機構における経営責任者）とする
- 責任者、副責任者は、それぞれの職位に基づき、刷新プロジェクトの実施に係る各種事務の遂行について決裁・決定等を行う。責任者、副責任者は、プロジェクトの進捗状況を常時把握できるようにし、担当者からの報告を待つことなく、リスク発生時の兆候に早期に気づくように努める

② プロジェクト管理者（国）

国における刷新プロジェクトは、プロジェクトの責任者である年金管理審議官の下で行われるものとし、その実務を担う主な組織とその役割は、具体的には、以下のとおりとする。

○ 総括的な管理

年金局企画官は、国の立場としての刷新プロジェクトに係る総括的な管理、調整等の業務を担う

○ 実務の実施組織

年金局事業企画課システム室は、刷新プロジェクトの基本方針、要件決定に必要な企画立案・調整及び予算要求・執行管理、ベンダー等の調達・契約、政府内及び関係者への対応・調整その他刷新プロジェクトに係る国の必要な業務を担う

③ プロジェクト実施者（機構）

機構における刷新プロジェクトは、プロジェクトの副責任者である機構理事長の下で行われるものとし、その実務を行う主な組織とその役割は、具体的には、以下のとおりとする。

○ プロジェクトマネージャー(刷新プロジェクトのシステム刷新の実務責任者)

機構システム部門担当理事（機構 CIO）は、機構におけるシステムの刷新に係るプロジェクトマネージャー（刷新プロジェクトのシステム刷新の実務上の責任者）として、機構の刷新プロジェクトに係る業務のうち、システム開発、管理及び技術的事項の決定等の業務を担う

○ 業務刷新の企画・立案に関する責任者(刷新プロジェクトの業務刷新の実務責任者)

機構事業企画部門担当理事は、機構における業務刷新の実務上の責任者として、業務刷新に係る刷新後の事務運営体制の検討その他機構における業務刷新に係る業務要求等の管理の業務を担う

○ 実務の実施組織

機構における刷新プロジェクトの実施に要する業務は、刷新システム開発部が担う

④ 業務・システム刷新本部（機構）

○ 機構においてプロジェクトの進捗管理等を行うため、業務・システム刷新本部を設置する

○ 業務・システム刷新本部は、理事長、副理事長、関係理事及び機構の関係部

門で構成する

- 業務・システム刷新本部は、機構における刷新プロジェクトの進捗管理等を行う
- ⑤ システム刷新委員会（国・機構）
 - 刷新プロジェクトについて、国と機構の適切な連携の下、重要事項を一体的に意思決定等できる体制を整備し、もって、刷新プロジェクトの適切な実施を図るために設置する
 - システム刷新委員会は、年金管理審議官、機構理事長、刷新プロジェクトの実務責任者その他で構成する
 - システム刷新委員会は、この憲章の制定・改廃、刷新プロジェクトの在り方の決定その他刷新プロジェクトの在り方等に関わる重要な方針に係る事項を審議する